

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和 4 年 1 月

明 和 町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	3
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
1.	効率的かつ安定的な農業経営	6
①	営農類型毎の指標	
②	営農類型毎の生産方式の改善、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	
2.	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	9
①	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の営農類型毎の指標	
②	営農類型毎の生産方式の改善、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	
3.	各事項について	13
4.	生産基盤、加工・販売に関する事項	13
第3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の利用関係の改善に関する事項	14
1.	意欲ある農業経営体の農用地シェアの目標	14
2.	農用地の利用関係の改善に関する事項	14
3.	農地中間管理機構に関する事項	14
第4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	15
1.	利用権設定等促進事業に関する事項	15
(1)	利用権設定等を受ける者の備えるべき要件	
(2)	利用権の設定等の内容	
(3)	開発を伴う場合の措置	
(4)	農用地利用集積計画の策定期間	
(5)	要請及び申出	
(6)	農用地利用集積計画の作成	
(7)	農用地利用集積計画の内容	
(8)	同意	
(9)	広告	
(10)	広告の効果	
(11)	利用権の設定等を受けたものの責務	
(12)	紛争の処理	
(13)	農用地利用集積計画の取消等	
2.	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	20
(1)	農用地利用改善事業の実施の促進	
(2)	区域の基準	
(3)	農用地利用改善事業の内容	
(4)	農用地利用規定の内容	
(5)	農用地利用規定の認定	
(6)	特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規定の認定	
(7)	農用地利用改善団体の勸奨等	
(8)	農用地利用改善事業の指導、援助	

3.	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	22
	(1) 農作業の受委託の促進	
	(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	
4.	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	22
5.	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	25
	(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	
	(2) 推進体制等	
第5	その他	25
別紙1	(第4の1の(1)⑥関係)	26
別紙2	(第4の1の(2)関係)	27

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

明和町は、三重県のほぼ中央部である伊勢平野の南部に位置し、優良農地を基礎的資源に水稲を中心とした土地利用型農業と施設野菜、松阪牛を主とする畜産等多様な農業が営まれている。基幹作物である水稲はコシヒカリの単作が主になっていたが、近年、麦・大豆の団地化やブロックローテーションにより、米・麦・大豆を組み合わせた地域輪作体系を構築しつつある。

明和町の農業構造については、近隣の中規模都市を中心に他産業への就業機会に恵まれている環境下、稲作中心の農業から兼業化が進み、副業的農家がほとんどを占めている。さらに、人口減少や高齢化に伴う後継者不足から農業の担い手不足が深刻化している。こうした中で、農地の資産的保有傾向は未だ強く残っているが、認定農業者である担い手を中心に、農地集積は進みつつある。

明和町は、地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等を含めた意欲ある農業経営体（効率的かつ安定的な農業経営を目指す家族農業経営体や法人経営体、経営改善に積極的に取り組む集落営農組織）が地域における農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

また、こうした経営体に加え、小規模な兼業農家、高齢農家などの家族農業の維持・発展や継承、集落営農の推進や地域資源を生かした付加価値の創出などを通じて、多様な担い手が共生する地域営農体制の構築に取り組む。

このような中で、農業においても新型コロナウイルスの影響は大きく、主食用米の需要低下や生産物の価格低下、廃棄等が起きている。このような影響を踏まえながら、対応を行っていく必要がある。

農業の現状

		平成22年	平成27年	令和元年	備考 全国
販売農家数	三重県	32,970 戸	25,696 戸	20,700 戸	1,130,100 戸
	明和町	861 戸	626 戸	425 戸	
主業農家数 (主業農家比率)	三重県	3,218 戸 9.8 %	2,520 戸 9.8 %	1,800 戸 8.7 %	235,500 戸 20.8 %
	明和町	81 戸 9.4 %	57 戸 9.1 %	37 戸 8.7 %	
基幹的農業従事者の 高齢化率	三重県	76.3 %	78.3 %	81.0 %	69.7 %
	明和町	77.1 %	78.4 %	81.1 %	
基幹的農業従事者の 40才未満比率	三重県	1.9 %	2.5 %	2.1 %	4.9 %
	明和町	1.9 %	2.3 %	2.5 %	
認定農業者数	三重県	2,266 人	2,232 人	2,194 人	239,043 人
	明和町	22 人	49 人	53 人	
担い手への農地集積 率	三重県	29.0 %	30.1 %	37.9 %	56.2 %
	明和町	12.5 %	31.9 %	54.8 %	

農林漁業センサス

三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
より

1 効率的かつ安定的な農業経営体の育成

(1) 具体的な目標：地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する水準達成とする。

① 年間農業所得

- ・ 主たる農業従事者1人当たり：300～400万円程度
- ・ 家族経営：450～600万円程度

② 年間労働時間

- ・ 主たる農業従事者1人当たり：1,800～2,000時間程度

2 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成

(1) 具体的な目標：

① 年間農業所得

- ・ 主たる農業従事者1人当たり：250万円程度
- ・ 家族経営：250～500万円程度

② 年間労働時間

- ・ 主たる農業従事者1人当たり：1,800～2,000時間程度

このような農業経営展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、生産基盤の整備と農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

3 明和町は、将来の明和町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下、「法」という。）第4条第3項に基づく農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、明和町は、農業協同組合、農業委員会、地域農業改良普及センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制として、明和町農業再生協議会を設置することにより、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、効率的かつ安定的な経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の法第12条に基づく農業経営改善計画（以下、「農業経営改善計画」という。）の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、意欲ある農業経営体の育成を図るため、土地利用型農業における規模拡大を目指す経営体に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、農用地利用改善団体等による土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。特に、農地の効率的な利用に向けその集積を促進するため、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業や特例事業を進める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形

成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、多気郡農協農作業受託部会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲ある農業経営体の規模拡大に資するよう努める。併せて集約的な経営展開を助長するため、地域農業改良普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

併せて就業者に対する効果的なOJTの実施、就業ルールの明確化などによる働き方改革の促進、職場における安全性の確保など、就業者が働きやすい職場環境の整備に向けた支援を行う。加えて、農林水産業分野と福祉分野の連携である「農福連携」の取組から、多様な人材の活躍を図る。

4 農業経営改善計画の認定制度については、本制度を効率的かつ安定的な農業経営体の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による認定農業者への農用地の利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、明和町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

5 明和町は、明和町農業再生協議会を中心として、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支所単位の研修会の開催等を行う。

また、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に明和町及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、明和町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

1 効率的かつ安定的な農業経営

① 営農類型毎の指標

[個別経営体]

分類	経営類型	経営規模		内容	労働力(人)		育成 目標数
			うち借地		家族	雇用	
1	主穀中心A	25ha	23ha	水稲 15ha、小麦 10ha、大豆 10ha	3	1	30
2	主穀中心B	30ha	28ha	水稲 30ha、小麦作業 50ha、大豆作業 50ha	3	3	
3	主穀中心C	20ha	18ha	水稲 12ha、小麦 8ha、水稲作業受託 20ha	3	1	
4	主穀中心D	30ha	28ha	水稲 18ha、小麦 7ha、大豆 7ha、新規需要米(米粉) 5ha	3	1	
5	水稲・露地野菜	10ha	8ha	水稲 6ha、小麦 3ha、白ネギ 1ha	2		6
6	ハウストマト・その他果菜類	30 a		抑制トマト(半促成トマト) 30 a、メロン(キュウリ) 30 a	2		8
7	ハウスいちご	125 a		いちご 25 a、水稲 100 a	2		5
8	露地野菜	140 a		白ネギ 70 a、はくさい 70 a、とうもろこし 70 a、かぼちゃ 70 a	3		1
9	野菜苗、花壇苗	50 a		苗 50 a	2	6	1
10	なし	200 a		幸水(露地) 70 a、豊水 30 a、水稲 100 a	2		3
11	施設切花	135 a		キク 35 a、水稲 100 a	2		1
12	施設鉢物	50 a		シクラメン 50 a、その他鉢物 40 a	2	4	1
13	花木	500 a	450 a	さつき 500 a	2	3	3
14	酪農	50 頭	350 a	経産牛 50 頭、飼料作物 500 a	2	1	2
15	和牛雌肥育	150 頭		常時飼養頭数 150 頭 年間出荷頭数 89 頭	2		9
16	採卵鶏	5 万羽		採卵鶏 5 万羽	2	3	1
17	銘柄肉用鶏	10 万羽		成鶏 10 万羽 年間出荷羽数 9 万 6 千羽	2	1	2
18	菌床キノコ類	3 万個		キノコ菌床 3 万個	2	3	2

[組織経営体]

分類	経営類型	経営規模		内容	労働力(人)	育成目標数
			うち借地			
1	主穀中心A	25ha		水稻 15ha、小麦 10ha、大豆 10ha	10	1
2	主穀中心B			小麦作業 100ha、大豆作業 50ha	10	1

②営農類型毎の生産方式の改善、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

営農類型	生産方式の改善	経営管理の方法	農業従事の態様等
主穀中心	<ul style="list-style-type: none"> ・利用権設定等による実質経営規模の拡大とほ場の連担化 ・排水対策の徹底と基本栽培管理の励行 ・低コスト省力化技術の導入(直播、側条施肥等) ・小麦、大豆の高生産性作付け体系の確立のため集団化栽培 ・育苗施設や乾燥調製施設などの大規模共同利用施設の活用 ・作期分散や団地化による作業期間の確保と作業の効率化 ・高品質化、高付加価値化の推進 ・畜産農家との連携による土づくりの強化(わら提供と堆肥利用) ・農地の有効活用及び経営の複合化 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン等の活用による複式簿記記帳、経営規模や生産状況(生産量、品質)の計数管理 ・青色申告の実施 ・農業共済事業・収入保険への加入 ・経営主の販売、加工、マーケティングを含めた経営管理能力の向上 ・経営体質強化のための自己資本比率の向上 ・経営の実態や熟度に応じた法人化への移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営規模に応じた機械化、省力技術の導入、作期分散、雇用の活用等による計画的な労働時間の平準化、短縮 ・ヘルパー制度の活用や交代勤務制の導入による休日の確保 ・高温や粉じん、騒音に対応した生産施設、作業場への改善 ・体への負担の少ない作業体系の導入 ・農業用機械の使用や農薬散布等の安全性の確保(安全性の高い機械の導入、安全性向上のための改良、適正な作業装備の導入等) ・家族経営協定の締結 ・経営の法人化 ・就業ルールの明確化 ・休日制、給料制の導入 ・社会保険への加入 ・福利厚生の実施
野菜	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産農家との連携による土づくりの強化 ・地域の条件に応じた品目構成と作型の組み合わせ ・施設化の促進 ・移植、収穫、選別調整との高能率作業機械導入による省力化や労働過重軽減 ・作業委託や育苗作業における分業化 ・低コスト栽培施設(低コスト耐候性ハウス等)や高度栽培施設(自動環境制御システム、溶液栽培システム等)の導入 ・高品質化、高付加価値化の推進 ・出荷体制の整備 ・ICTを活用したスマート農業技術の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働を基本として営まれる個別経営では、生産と生活が不可欠に関連していることから、農業経営費の記帳に加え家計費の記録についても推進し、合理的な農業生活、運営能力の向上を図る ・経営改善の実現に向けた計画・実行・評価・改善(PDCAサイクル)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・経営の法人化 ・就業ルールの明確化 ・休日制、給料制の導入 ・社会保険への加入 ・福利厚生の実施

(つづき)

営農類型	生産方式の改善	経営管理の方法	農業従事の態様等
花き・花木	<ul style="list-style-type: none"> 地域の条件や消費動向に応じた品目、品種の導入と作型の組み合わせ ほ場、施設の効率的な利用 施設の高度化、機械化による省力低コスト生産 減農薬、効率的施肥、分解性資材利用等による環境保全型生産 マット、コンテナ等を利用した根域制限生産 隔離栽培 養液土耕管理システム等新栽培技術の導入 バケット流通等のシステム導入 	<ul style="list-style-type: none"> パソコン等の活用による複式簿記記帳、経営規模や生産状況(生産量、品質)の計数管理 青色申告の実施 農業共済事業・収入保険への加入 経営主の販売、加工、マーケティングを含めた経営管理能力の向上 経営体質強化のための自己資本比率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 経営規模に応じた機械化、省力技術の導入、作期分散、雇用の活用等による計画的な労働時間の平準化、短縮 ヘルパー制度の活用や交代勤務制の導入による休日の確保 高温や粉じん、騒音に対応した生産施設、作業場への改善 体への負担の少ない作業体系の導入
果 樹	<ul style="list-style-type: none"> 規模拡大 品種、作型の組み合わせによる生産構造の改善 新品種導入によるブランド化や農工商連携による商品開発、販路拡大(輸出の取り組み)等販売方法の多様化 GAP 認証取得への取り組み 優良品種の導入 生産安定、水分調整、塾期促進、環境保全などの最新技術の導入 省力、軽労働力化のための点滴かん水やスピードスプレーヤー等の機械施設の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 経営の実態や熟度に応じた法人化への移行 家族労働を基本として営まれる個別経営では、生産と生活が不可欠に関連していることから、農業経営費の記帳に加え家計費の記録についても推進し、合理的な農業生活、運営能力の向上を図る 経営改善の実現に向けた計画・実行・評価・改善(PDCA サイクル)の実施 耕種農家や関連事業者等が連携する高収益型畜産連携体を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> 農業用機械の使用や農薬散布等の安全性の確保(安全性の高い機械の導入、安全性向上のための改良、適正な作業装備の導入等) 家族経営協定の締結 経営の法人化 就業ルールの明確化 休日制、給料制の導入 社会保険への加入 福利厚生充実
畜 産	<ul style="list-style-type: none"> 飼育規模の拡大 農場 HACCP 方式の普及等による衛生管理対策の強化や畜舎環境の改善等による低コスト、高品質生産 牛トレーサビリティシステムの確な運用による安全・安心な牛肉生産の推進 飼養管理方式(フリーストール、フリーバーン、ミルクパーラー、TMR(混合飼料)給与方式、自動給餌機等)の導入や管理技術の改善による省力化、低コスト化 適正な糞尿処理及び堆肥の有効活用による自給飼料の確保 高能力乳用牛群の整備 	<ul style="list-style-type: none"> パソコン等の活用による複式簿記記帳、経営規模や生産状況(生産量、品質)の計数管理 青色申告の実施 農業共済事業・収入保険への加入 経営主の販売、加工、マーケティングを含めた経営管理能力の向上 経営体質強化のための自己資本比率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 経営規模に応じた機械化、省力技術の導入、作期分散、雇用の活用等による計画的な労働時間の平準化、短縮 ヘルパー制度の活用や交代勤務制の導入による休日の確保 高温や粉じん、騒音に対応した生産施設、作業場への改善 体への負担の少ない作業体系の導入

(つづき)

営農類型	生産方式の改善	経営管理の方法（共通）	農業従事の態様等（共通）
<p>菌床キノコ類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の条件や消費動向に応じた品目、品種の導入と作型の組み合わせ ・施設の効率的な利用 ・施設の高度化、機械化による省力低コスト生産 ・耐病、耐熱性品種の導入による栽培管理の省力化 ・多収量品種導入による収量増 ・優良形質品種の導入による高品質化 ・栽培規模の拡大 ・使用済み菌床を堆肥として提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン等の活用による複式簿記記帳、経営規模や生産状況（生産量、品質）の計数管理 ・青色申告の実施 ・農業共済事業・収入保険への加入 ・経営主の販売、加工、マーケティングを含めた経営管理能力の向上 ・経営体質強化のための自己資本比率の向上 ・経営の実態や熟度に応じた法人化への移行 ・家族労働を基本として営まれる個別経営では、生産と生活が不可欠に関連していることから、農業経営費の記帳に加え家計費の記録についても推進し、合理的な農業生活、運営能力の向上を図る ・経営改善の実現に向けた計画・実行・評価・改善（PDCA サイクル）の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営規模に応じた機械化、省力技術の導入、作期分散、雇用の活用等による計画的な労働時間の平準化、短縮 ・ヘルパー制度の活用や交代勤務制の導入による休日の確保 ・高温や粉じん、騒音に対応した生産施設、作業場への改善 ・体への負担の少ない作業体系の導入 ・農業用機械の使用や農薬散布等の安全性の確保（安全性の高い機械の導入、安全性向上のための改良、適正な作業装備の導入等） ・家族経営協定の締結 ・経営の法人化 ・就業ルールの明確化 ・休日制、給料制の導入 ・社会保険への加入 ・福利厚生の実施

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、明和町における主要な営農類型について、これを示すと次のとおりである。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の営農類型毎の指標

① 営農類型毎の指標

分類	経営類型	経営規模	内容	労働力 (人)	育成 目標数
1	主穀中心A	14.5ha	水稲 6.5ha、小麦 8ha、大豆 8ha	2.5	10
2	主穀中心B	18ha	水稲 10ha、小麦作業 8ha、作業受託 12ha	2.5	
3	ハウストマト	0.2ha	抑制トマト（半促成トマト）0.2ha	2	3
4	ハウスいちご	0.15ha	いちご 0.15ha	2	2
5	露地野菜	1.4ha	白ネギ 0.7ha、はくさい 0.7ha、 とうもろこし 0.7ha、かぼちゃ 0.7ha	3	1
6	なし	2ha	幸水（露地）0.7ha、豊水 0.3ha、水稲 1ha	2	1
7	施設鉢物	0.3ha	シクラメン 0.3ha、その他鉢物 0.2ha	4	1
8	花木	3ha	さつき 3.0ha	4	1
9	和牛雌肥育	100 頭	常時飼養頭数 100 頭	2	1

②営農類型毎の生産方式の改善、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

営農類型	生産方式の改善	経営管理の方法	農業従事の態様等
主穀中心	<ul style="list-style-type: none"> ・利用権設定等による実質経営規模の拡大とは場の連担化 ・排水対策の徹底と基本栽培管理の励行 ・低コスト省力化技術の導入(直播、側条施肥等) ・小麦、大豆の高生産性作付け体系の確立のため集団化栽培 ・育苗施設や乾燥調製施設などの大規模共同利用施設の活用 ・作期分散や団地化による作業期間の確保と作業の効率化 ・高品質化、高付加価値化の推進 ・畜産農家との連携による土づくりの強化(わら提供と堆肥利用) ・農地の有効活用及び経営の複合化 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン等の活用による複式簿記記帳、経営規模や生産状況(生産量、品質)の計数管理 ・青色申告の実施 ・農業共済事業・収入保険への加入 ・経営主の販売、加工、マーケティングを含めた経営管理能力の向上 ・経営体質強化のための自己資本比率の向上 ・経営の実態や熟度に応じた法人化への移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営規模に応じた機械化、省力技術の導入、作期分散、雇用の活用等による計画的な労働時間の平準化、短縮 ・ヘルパー制度の活用や交代勤務制の導入による休日の確保 ・高温や粉じん、騒音に対応した生産施設、作業場への改善 ・体への負担の少ない作業体系の導入 ・農業用機械の使用や農薬散布等の安全性の確保(安全性の高い機械の導入、安全性向上のための改良、適正な作業装備の導入等)
野菜	<ul style="list-style-type: none"> ・畜産農家との連携による土づくりの強化 ・地域の条件に応じた品目構成と作型の組み合わせ ・施設化の促進 ・移植、収穫、選別調整との高能率作業機械導入による省力化や労働過重軽減 ・作業委託や育苗作業における分業化 ・低コスト栽培施設(低コスト耐候性ハウス等)や高度栽培施設(自動環境制御システム、溶液栽培システム等)の導入 ・高品質化、高付加価値化の推進 ・出荷体制の整備 ・ICTを活用したスマート農業技術の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族労働を基本として営まれる個別経営では、生産と生活が不可欠に関連していることから、農業経営費の記帳に加え家計費の記録についても推進し、合理的な農業生活、運営能力の向上を図る ・経営改善の実現に向けた計画・実行・評価・改善(PDCAサイクル)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結 ・経営の法人化 ・就業ルールの明確化 ・休日制、給料制の導入 ・社会保険への加入 ・福利厚生の実施

(つづき)

営農類型	生産方式の改善	経営管理の方法	農業従事の態様等
花き・花木	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の条件や消費動向に応じた品目、品種の導入と作型の組み合わせ ・ほ場、施設の効率的な利用 ・施設の高度化、機械化による省力低コスト生産 ・減農薬、効率的施肥、分解性資材利用等による環境保全型生産 ・マット、コンテナ等を利用した根域制限生産 ・隔離栽培 ・養液土耕管理システム等新栽培技術の導入 ・バケット流通等のシステム導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン等の活用による複式簿記記帳、経営規模や生産状況(生産量、品質)の計数管理 ・青色申告の実施 ・農業共済事業・収入保険への加入 ・経営主の販売、加工、マーケティングを含めた経営管理能力の向上 ・経営体質強化のための自己資本比率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営規模に応じた機械化、省力技術の導入、作期分散、雇用の活用等による計画的な労働時間の平準化、短縮 ・ヘルパー制度の活用や交代勤務制の導入による休日の確保 ・高温や粉じん、騒音に対応した生産施設、作業場への改善 ・体への負担の少ない作業体系の導入
果 樹	<ul style="list-style-type: none"> ・規模拡大 ・品種、作型の組み合わせによる生産構造の改善 ・新品種導入によるブランド化や農商工連携による商品開発、販路拡大(輸出の取組み)等販売方法の多様化 ・GAP 認証取得への取組み ・優良品種の導入 ・生産安定、水分調整、塾期促進、環境保全などの最新技術の導入 ・省力、軽労働力化のための点滴かん水やスピードスプレー等機械施設の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の実態や熟度に応じた法人化への移行 ・家族労働を基本として営まれる個別経営では、生産と生活が不可欠に関連していることから、農業経営費の記帳に加え家計費の記録についても推進し、合理的な農業生活、運営能力の向上を図る ・経営改善の実現に向けた計画・実行・評価・改善(PDCA サイクル)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用機械の使用や農薬散布等の安全性の確保(安全性の高い機械の導入、安全性向上のための改良、適正な作業装備の導入等) ・家族経営協定の締結 ・経営の法人化 ・就業ルールの明確化 ・休日制、給料制の導入
畜 産	<ul style="list-style-type: none"> ・飼育規模の拡大 ・農場 HACCP 方式の普及等による衛生管理対策の強化や畜舎環境の改善等による低コスト、高品質生産 ・牛トレーサビリティシステムの確な運用による安全・安心な牛肉生産の推進 ・飼養管理方式(フリーバーン、TMR(混合飼料)給与方式、自動給餌機等)の導入や管理技術の改善による省力化、低コスト化 ・適正な糞尿処理及び堆肥の有効活用による自給飼料の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・耕種農家や関連事業者等が連携する高収益型畜産連携体を目指す 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険への加入 ・福利厚生充実

3 各事項について

(1) 生産方式

地域の農業経営に応じた農業改良普及センターや農業協同組合の指導のもと、安全・安心な食料の安定供給を目指すこと。そのため、GAPの認証取得やHACCPの考え方に基づく自主管理体制の整備などにより、消費者のニーズに沿った高品質な農産物の生産を進める。

また、ICTを活用したセンシング等によるスマート農業技術の実装を図り、高度な生産管理の実践等を通じて、生産性の向上を図る。

経営所得安定対策等への取り組みとして、主食用米からの転換として戦略作物への取り組みを進める。

(2) 経営管理の方法

自らの農業経営の状態を判断することは、経営発展を目指すうえで重要であり、パソコン等の活用による複式簿記記帳、計数管理の導入を進める。

それにより、目標・課題を明確化し、経営改善の実現に向けたPDCA（計画・実行・評価・改善）の実施に取り組む。

また、新型コロナウイルス等の影響による所得低下に備えて、農業共済組合による共済事業や収入保険への加入を進める。

(3) 農業従事の態様

労働時間については、他産業並みの時間を実現するため、経営規模に応じた機械化、省力技術の導入、作期分散、雇用の活用等により年間を通じた労働時間の平準化、短縮化を図る。

農繁期や畜産については、休日の取れるゆとりある経営を実現するため、関係団体との連携や農福連携への取組を進める。

また、快適で安全な作業環境を実現するため、体調管理と農業機械の点検をこまめに行い、また、環境と調和した農業生産を目指すこと。

4 生産基盤、加工・販売に関する事項

(1) 生産基盤

農業経営の効率的かつ安定的な農業経営の実現に向け、ほ場整備や用水路のパイプライン化、農業生産を支える農業用施設の長寿命化などを進めるとともに、これら施設の維持管理や災害対策について、地域と関係組織との話し合いを通して進めていく。

(2) 加工・販売

農業経営における販路は、JA出荷を主として地域の直売所への出荷がほとんどである。

近年では、6次産業化による新たな商品の開発・販路拡大等に積極的に取り組まれており、交流事業や商工との連携が図られている。

市場出荷、実需者との契約生産、直売所や大規模小売店のインショップによる直接販売に加え、加工事業者や流通事業者との連携、大都市圏や海外等への販売など、多様な流通スタイルの確立により、販路拡大を図る。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他農用地の利用関係の改善に関する事項

- 1 第1に掲げる「意欲ある経営体が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造」の目標として、認定農業者等の農業経営体が将来の地域における農用地の利用に占める割合を示すと、概ね次に掲げる程度である。

○意欲ある農業経営体の農用地シェアの目標

意欲ある農業経営体の農用地シェア (農地利用集積率)
60%

○意欲ある農業経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標

意欲ある農業経営体への経営農地の面的集積率が高まるように努めるものとする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

明和町は、南部の多気町、玉城町との境界付近の標高40～50mの丘陵地帯を除き、ほぼ平坦な平野であり、総耕地面積約2,060haのうち約1,640haを水田が占めている。農用地の約8割は、昭和45年から実施された圃場整備事業により整備されており、優良農地を基礎的資源に水稻を中心とした土地利用型農業と施設野菜、畜産等多様な農業が営まれている。

現在、認定農業者等に約50%の農用地が集積されており、今後も認定農業者を中心に経営農地の面的集積を推進していく。

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、明和町農業再生協議会を中心に関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた意欲ある農業経営体への農地の利用集積の取組みを促進する。その際、明和町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効率的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

3 農地中間管理機構に関する事項

農地中間管理機構による農地中間管理事業、及び農業経営基盤強化促進法第7条に規定する農地売買等事業の実施にあたり、明和町は農地の貸付・借受の申請受付及び、借受農地の事前審査等の業務を一部受託し、これらを実施するとともに、農地中間管理機構、農業協同組合、農業委員会等との連携を図り、農地の集積・集約化を積極的に促進する。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

明和町は、三重県が策定した「三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、明和町農業の地域特性、即ち、多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

明和町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

明和町の大部分においては、ほ場整備事業の実施により、ほ場区画が大型化されており、高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

更に、明和町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受

ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用
するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認め
られること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその
他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用
権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適
格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その
者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けるこ
とができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同
組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 31 第 1 項第 1
号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける
場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に
規定する事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律
第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が
利用権の設定等を受ける場合若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行
う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事する
と認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基
盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下、「政令」という。）第 6 条で定める
者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
 - ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な
土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して
耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的
に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が、法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上
の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員又は社員、株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除
く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行
うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることが
できるものとする。
ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設
定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行わ
れる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後
において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第 10 条第 2 項に規定
する事業を行う農業協同組合連合会、農業協同組合及び法第 72 条の 8 第 1 項第 2 号の事業
を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託す
る場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要か
つ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期
間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の
受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の
移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法

並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 明和町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別紙9の第1の3の様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 明和町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 明和町は、法第6条の規定による基本構想の公告後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 明和町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 明和町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 明和町農業委員会は、認定農業者又は認定新規就農者（以下「認定農業者等」という。）で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、明和町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 明和町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 明和町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 明和町は、(5)の②から④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、明和町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 明和町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、（１）の④に定める者がこれらを実行する能力があることを確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（（１）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）及びその支払い（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号、以下、「規則」という。）第 16 条の 2 各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項及びその他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

明和町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が 5 年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について 2 分の 1 を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

明和町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を明和町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

明和町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

明和町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消等

- ① 明和町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
 - ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 明和町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 明和町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を明和町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ 明和町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 明和町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。明和町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、公益財団法人三重県農林水産支援センター(以下、「県支援センター」という。)に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

明和町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1～数集落)とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

①農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

②農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を明和町に提出して、農用地利用規程について明和町の認定を受けることができる。

② 明和町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 明和町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を明和町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農地所有適格法人以外の法人も含めた農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。（以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 明和町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けることが確実であると認められること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規定（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。
- (7) 農用地利用改善団体の勧奨等
- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用

規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 明和町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 明和町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、地域農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、(県支援センター)等の指導、助言を求めてきたときは、明和町農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

明和町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

明和町は、経営意欲ある農業経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、農業後継者を含む新規就農者の受け入れ体制を充実するとともに他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

- (1) 農業後継者確保のため、後継者を含む新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成、

定着を図る。

・関係機関はもとより、地域一体となった取り組みにより、U・Iターン者の受け入れ環境や優れた青年等農業者を確保する体制を整えるとともに、適切な農業施策の導入や、県支援センター等との有機的な連携のもとに推進し、新たに農業経営を営もうとする青年等に対して、法第14条の4に基づく青年等就農計画認定制度（以下、「認定新規就農者制度」という。）を積極的に活用し、農用地の利用集積や資金の貸付け、地域農業改良普及センターの指導など、青年等就農計画の目標を達成するための措置を総合的に講ずる。

・農業法人等における就業者の定着促進を図るため、就業環境整備等の情報提供等の支援を行い、農業を志向する青少年及び現に農業経営に携わっている青年に対しては、農業への一層の理解を深めることや、高度な知識、技術等の習得の機会を提供する（みえ農業版MB養成塾への入塾等）とともに、創造的、発展的な地域農業を構築するための幅広い視野、連帯意識を涵養するための支援を行う。

（2）独立自営で新たに農業経営を営む青年等と、法人就農や親元就農による新規就農者の確保目標を達成するため、認定新規就農者制度の周知徹底及び活用を促進する。

・就農希望者に対して、独立・自営就農、農業法人等への雇用就農も含めた情報提供、就農相談を行う。また、就農に向けての技術習得について、研修先の情報提供や就農サポーターリーダーとのマッチング等を行い、新規就農者の増加を促進する。

・就農の意志が明確になった者に対して、技術習得、地域での信頼関係の構築等の支援を行い「人・農地プラン」への地域の中心的な経営体としての位置づけや、農業次世代人材投資資金及び青年等就農資金の活用、普及センターによる重点指導など、安定的な経営体への成長、就農の定着に向けた取組を促進する。

・認定新規就農者について、就農計画の実施状況を点検し、必要に応じて技術指導、経営指導等の支援を行う。また、農業経営改善計画の作成を計画的に誘導し、経営発展を促進する。

（3）町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。と同時に、意欲ある農業経営体と自給的農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持を図る。そして地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他副業的農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

（1）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

明和町は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 明和町は、農業生産基盤整備、生活環境整備、その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。

イ 明和町は、地域水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。

ウ 明和町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

（2）推進体制等

① 事業推進体制等

明和町は、農業委員会、地域農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年にわたり、第 1、第 3 で掲げた目標や第 2 の指標で示される、新たに農業経営を営もうとする青年等を含めた意欲ある農業経営体の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力的に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、明和町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、明和町は、このような協力の推進に配慮する。

第5 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成24年 5月 8日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年 9月 16日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和 4年 1月 11日から施行する。

別紙1（第4の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作または畜養の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第4の1の（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、農地中間管理事業の活用、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないとは認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。ただし、第4の1の（1）の⑤の場合はこの限りではない。</p>	<p>1 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとして定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸賃人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸賃人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとして定めようとする場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき明和町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>Iの③に同じ。</p> <p>この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「貸貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</p>	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>